

参考

GAa1/1

8-1-45-5

婦人の自主性を確立するために

—— とくに集団との関係において ——

第11回婦人週間実施のしおり



女性と仕事の未来館



01077600



労働省婦人少年局



はしがき

この手引は、第十一回婦人週間の主旨と、その運動方針を解説して、この行事を徹底するための参考にするものであります。

昭和三十四年三月

労働省婦人少年局

目次

一、婦人週間の意義……………	一
二、第十一回婦人週間の構想……………	一
(一) 目標について……………	一
(二) スローガンについて……………	二
(三) 行事の運営について……………	二
三、第十一回婦人週間の主旨(目標の内容)……………	三
(一) 自主性について……………	三
(二) 集団における個人の自由と責任について……………	三
(三) 日本社会における集団と個人との関係……………	六
四、本週間の運動方針……………	七
付	
(一) 第十一回婦人週間実施要綱……………	八
(二) 前回までの目標及びスローガン……………	九
(三) 第七回全国婦人会議開催要領……………	一〇

婦人週間実施のしおり

一、婦人週間の意義

婦人の地位の向上は、戦後の日本社会において行われた、最も大きな変革の一つであるといえますが、この新しい婦人の地位を決定的に確立したのは、婦人参政権の獲得であります。すなわち、参政権を通じて婦人は政治に参加し、婦人の地位の向上のためのよりよい立法、よりよい行政を促進することができるところからです。

この婦人参政権がはじめて行使されたのは、昭和二十一年四月十日に行われた第二十二回衆議院議員選挙のときです。この日こそ、先覚的な婦人たちの永年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましよう。

この日を記念して四月十日を国の祝祭日に加えたいという運動が、民間の婦人団体の間に起りましたが、労働省ではこれにこたえる意味もあつて、四月十日からの一週間を「婦人週間」と呼称し、昭和二十四年以来毎年婦人の地位の実質的な向上のための運動を主唱してきました。本年は第十一回目にあたります。

二、第十一回婦人週間の構想

(一) 目標および強調事項について

○目 標 婦人の自主性の確立

——とくに集団との関係において——

○強調事項 集団における個人の自由と責任

労働省では、例年の婦人週間にあたつて、特定の問題を選んで、週間の運動目標としています。第一回から第七回までは、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点をおいて目標を定めました。(別項「婦人週間の目標」参照) 第八回から前回の第十回までは、一歩すすめて婦人の力を役立たせることを目標としました。これは、婦人の地位の実質的な向上と社会の進歩発展とは相關々係にあるので、婦人が社会の発展に貢献し、婦人の地位を高めるための社会的な条件の整備をすすめて

その地位の一層の向上をはかるために、婦人のもつ力を実生活において役立たせるようながしたものです。

このように、過去十回の婦人週間を通して、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を段階的にとりあげてきましたが、第十一回婦人週間の開催にあたっては、ふたたび、婦人の地位向上のための基礎的な問題をとりあげることとし、「婦人の自主性の確立」を目標としました。

婦人の自主性については、第五回婦人週間にもとりあげましたが、その際は、主として個人の基本的人權という面から自主性についての認識を深め、婦人の自主的な活動を促進することにつとめたのでした。今回はとくに自主性の問題を集団との関係においてとらえ、集団における個人の自由と責任を強調します。すなわち家族、近隣、職場、団体等の集団の中で、婦人がその主体性を生かすと同時に、これらの集団の発展のために積極的に貢献し、日本社会の進歩に役立つことを期待するものです。（この目標の内容についてはあとで述べます）

【なお、週間の目標の選定にあたっては、例年通り、全国的に団体や個人にアンケートを出して各方面の意向を参考にしましたが、昨年度の目標であつた「正しい協同活動」をすすめる上にも、最も重要な要素となるのは婦人の自主性であるということが各方面で強調されていますので、今回この目標をとりあげることとは、昨年の運動へのつみかさねになると考えます】

（二）スローガンについて

個人の自由と責任が集団をそだてる

自主性を集団との関係においてとらえ、集団における個人の自由と責任を強調する今週のスローガンには、個人が自由と責任をもつて言動することが、その属する集団をそだてる結果になるという点をうち出しました。

（三）行事の運営について

婦人週間には、例年各関係官公庁はもとより民間の婦人団体、青年団体労働組合、報道機関などが協力されて、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに十回にわたる実施によつて婦人週間はひろく一般に普及し、

各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施される段階になっていきます。それで、労働省として、本週間の目標や運動方針を明らかにして各機関に協力を依頼いたしました。が、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じた自主的な動きにまづことを期待しております。

三、第十一回婦人週間の主旨（目標の内容）

啓発活動における労働省の観点について、少しくわしくのべておきます。

（一）自主性について

自主性とは、端的に言えば、自らの決定によつて自分の生活を律することです。

すなわち、他人の言動に無批判に、あるいは不本意ながら追従したり、命令によつて盲従的に行動したりするのではなく、自らよく考えて、正しく判断し、自分の自由な意志で選び、それによつてすすんで行動し、自分の言動に責任をとる、そういう生活態度をさすものです。このような自主性は近代的な個人の確立のための必要な条件であるばかりでなく、民主主義社会の育成のための基礎的な要素となるものでもあります。

自主性の基盤となるものは基本的人権の自覚尊重であります。すなわち人はすべて平等に尊く、自由であり、また幸福を求める権利があるということをはっきりと考える時にはじめて、自分の意志によつて自分の生活を規定し、よりよい生活のために努力しようとする意志や行動が生れるものであります。従つて人権意識の早く発達した欧米の国々では、家庭生活、社会生活における自主独立の精神や習慣が早く確立し、これが民主主義政治、近代市民社会を建設する原動力となつたのです。

第五回婦人週間においては、このような自主性について、主として基本的人権の面に重点をおいて、正しい認識を深めるようながしりましたが、今回は、個人と集団とのつながり——個人の幸福と集団の発展との相関関係——の面から自主性をとらえ、自分自身の成長と集団の伸長のために自主性の確立が必要であるという点について婦人が認識を深めるようながすものです。

（二）集団における個人の自由と責任について

私たちが属している社会集団には、実にさまざまな種類がありますが、まず組織されているかどうかによつて、組織集団と非組織集団（群衆、公衆など）とに分けられます。組織集団はさらに基礎的集団（自然発生的集団）と機能的集団（目的集団）とに分類されます。

基礎的集団は、その中で私たちの生活関心や欲求のほとんどすべてを一応自足的に満足させることができ、私たちの社会生活の基本的な保障と安全が確保されるところで、社会生活の最も現実的な基礎、基盤をなす集団であります。この基礎的集団はまた、そこで人と人とを結合させている紐帯によつて、血縁集団と地縁集団とに分けられますが、前者の代表的なものは家族で、この家族集団がすべての社会集団の基礎をなすものであり、後者の代表的なものとして農村・都市等の地域集団があげられます。そして機能的集団は、基礎的集団から、特定の目的に応じて特定の機能を果たすために分化し派生したもので、それぞれ明確な目的を掲げて、成員の自我を充足させ、その目的を達成するためにそれぞれ特定の機能を遂行する集団であります。機能的集団は、普通、文化団体、経済団体、政治団体の三種に分けられますが、さらに細分すれば次のような集団をあげることができます。

○学校

○各種のグループ、サークル

○青年団体

○婦人団体

○会社・工場などの職場

○労働組合

○政党 など

これらの集団の中に、個人がどのようにに参加し、生かされているか、ということが問題になりますが、段階的に次の三つに分けられましょう。

1、集団の中に個人が埋没している——全く自覚のない段階

（この段階では、失敗しても全く責任を感じない）

2、多少自我のめざめはあるが、阻害されて十分にのびない段階

（この場合も、誤りがあつても責任は自分になく、そうさせているものがあると考ええる）

3、集団に属することによつて、正しく自我が平足されていく段階
(ここでは、個人は自分の意志で行動し、すすんで責任を果す)

最後のかたちが最もものごましく、集団と個人との關係をこのようなものにするためには、婦人が自主性を確立し、その自由と責任を十分に生かしていくことが必要です。さらに集団の中に個人の自由と責任を生かし、集団を発展させていくために、私たちはいろいろなことを学ばなければなりません、今回はとくに次の三点についての認識を深めたいと考えます。

1、集団を遊ぶ自由

団体、結社などの機能集団は、個人の任意な参加によつてつくられるものです。私たちは、集団への参加、不参加を決定する自由をもっています。

また、自分の希望を達成するために、同じ目的をもつ人々と共に、新しい集団をつくる自由ももっています。

2、集団の規範をまもり役割りを果す責任

集団には、それぞれ成員の行動についての規程があります。集団の成員は

○規則をまもること (契約精神、遵法精神)

○言動に責任をとり、職分を果すこと

○エチケットをまもり協調しあうこと

などによつて、集団の期待にこたえ、その運営を円滑にすすめて、集団の機能や目的を充実させていく責任をもっています。このためには各自の主体性に基く連帯意識が重要な要素となります。

3、集団をよりよいものに変えていく自由と責任

集団の規範は必ずしも固定したものではなく、矛盾や誤りがあると考えるとき、それを是正改善していくことができます。その自由と責任は成員のひとりひとりにあるのです。

○批判力 (知識に基く冷静な判断)

○進歩性や勇氣 (社会の進歩に対する信念と意欲)

○建設的な意見や協調性

などによつて、成員の期待にそうよう、集団をよりよいものに変えていくための努力が大切です。

(三) 日本社会における集団と個人との関係

日本社会の各方面に前近代的な要素が強く残されていることは、従来の婦人週間にあたつてもしばしば指摘したところですが、集団との関係における個人の自主性についても、私たちは同様の問題点を見出します。

すなわち家族や村落などには未だに封建的な名残りがみられ、そこでは個人の自主性が育ちにくいという状態を見受けます。そのような集団で性格づけられた個人は、他の機能的な集団に入つた場合も、自由と責任を十分に生かし得ないといえましよう。そのために個人の幸福や、集団の発展が阻害されがちですが、しかも一方では、近年とくに顕著になつた大衆化現象に伴うあらたな問題が提起されています。

大衆化現象については、そのプラスの面とマイナスの面が論じられていますが、プラスの面としては、「個人の等質化」があげられています。すなわち、まだどちらかといえば身分社会に近い面を多分に残している日本社会では、組合・サークル等の結成による集団化、あるいはマス・コミュニケーションの普及は身分的な垣根を排除き、個人を等質化する役わりをもつており、近代化の進行に役立っている、といわれています。一方マイナスの面としては、集団構造の変化によつて出現したマンモス的な巨大集団は、個人を集団に従属させ、無気力化するという点が指摘されています。さらに、マス・コミュニケーションの弊害についてもとりあげられ、マス・メディアに流されて、個人が自主性を失い、享樂的になるという問題も提起されています。

このように、日本社会における集団と個人との関係には、前近代的な要素が残っている反面、さらに大衆化現象があらわれているという複雑さを呈し、個人がその帰すうに迷うというあらたな問題についての解決が求められています。

ここにおいて本週間にあたつては、集団との関係における個人の自主性をとりあげましたが、婦人が集団の中にその自主性を生かすと同時に、集団の発展のために積極的に貢献し、婦人自身の幸福と日本社会の進歩発展に役立つことをねがうものです。

四、本週間の運動方針

労働省では、中央および地方の出先機関を通じて本週間の運動を展開しますが、その運動の重点とするところは次の点です。

1、性格形成の場であり、基礎的集団である家族の中で、自由と責任が確立されるようすすめる。

2、婦人の間で各種の機能集団——とくに身近かな仲間による小集団——が組織されるようながし、それらの集団活動によつて、自由と責任を学ぶよう啓発活動を行う。

3、大衆化現象に起因する諸問題についての関心を喚起する。

4、既成集団の中で、個人の自由と責任がどの程度生かされているか、ということについての検討が婦人の間で自主的に行われるようながす。

右の方針に基いて、労働省では、ポスター、リーフレットをはじめとする各種資料の作成配布、意識調査、会議、連絡調整活動等を通して運動をすすめます。

付(一)

第十一回婦人週間実施要綱

婦人の地位の向上をはかることを目的として、毎年、わが国婦人の最初の参政権行使の期日である四月十日に始まる一週間を「婦人週間」とし、全国的に特別運動を展開していますが、今年は左によつて第十一回を実施します。

一、趣 旨

個人が自主的な意識と態度を確立することは、個人の幸福ばかりでなく家庭、職場、社会全般の進歩発展のために大切なことです。さらに近年は各種の集団の著しい発達に伴い集団における個人のあり方が民主主義の進展に重要な意味をもつものと考えられます。

ここに今回は集団との関係における個人の自主性をとりあげ、集団における個人の自由と責任を強調します。すなわち家族、近隣、職場、団体等の集団の中において、婦人がその主体性を生かすと同時に、これらの集団の発展のために積極的に貢献し、もつて日本社会の進歩に役立つことを期待するものです。

二、目 標

婦人の自主性の確立

——とくに集団との関係において——

三、強調事項 集団における個人の自由と責任

(スローガン 個人の自由と責任が集団をそだてる)

四、期 間 昭和三十四年四月十一(金)——四月十六日(木)

五、主 唱 労働省

六、協力を依頼する機関

関係官公庁	婦人団体	労働団体
青年団体	国際機関	社会福祉団体
文化団体	経営者団体	報道機関
その他		

七、実施事項

1、第七回全国婦人会議(日本放送協会共催)

- 2、地方婦人会議
- 3、大会その他地方の実情に応じた行事
- 4、資料の作成配布
- 5、機関紙（誌）による周知徹底
- 6、報道機関による広報活動
- 7、その他

付（二）

婦人週間の目標およびスローガン

年次	目	スローガン
二十四年 第一回	1 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もつと高めましょう 私達の力を私達の地位を私達の自覚を
二十五年 第二回	1 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2 わたくしたちの権利と義務を知りましょう	（目標と全し）
二十六年 第三回	1 婦人の市民としての意識を高める 2 婦人の市民活動を促進する	社会のためにやくだつ婦人となりましょう よりよい社会をつくるために権利と義務をいかにしましょう
二十七年 第四回	婦人の地位の再認識とその向上	
二十八年 第五回	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え行動する力
二十九年 第六回	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてましょう 家庭や社会の経済生活において

付 (三)

第七回 全国婦人会議開催要領

一、趣 旨

婦人週間の目標を広く一般に浸透させるとともに、婦人の自覚と自主的な活動意欲を高めるために、第十一回婦人週間の行事として、広く全国各層より公募した会議員による全国婦人会議を開催する。

二、名 称

全国婦人会議

「集団における個人

——その自由と責任——」

三、主 催 労働省 日本放送協会

四、期 日 昭和三十四年四月十二日(日)——十五日(水)

五、開催場所 東京(産経会館 NHKホール)

六、会議の構成

会議は部会及び総会によつて構成され、全国より公募した六十名の婦人及び助言者数名によつて討議がなされる。

七、会議の内容

集団との関係における個人のあり方について検討を行い、家族、近隣、

第三十 第七回	社会人としての婦人の実力の涵養 個人関係、地域社会、職場等において また世論形成者として	よりよい社会を つくる力になり ましょう
第三十一 第八回	婦人の力を役立たせる ——とくにあかるい家庭の建設のために——	みんなで日本の 家庭を明るく
第三十二 第九回	婦人の力を役立たせる ——とくに近代的な 人間関係の確立のために——	まず話しあいま しょうあかるい 人間関係をつく るために
第三十三 第十回	婦人の力を役立たせる ——正しい協同活動をとおして——	育てましょう 正しい協同活動 を

職場、団体等の集団において個人の自主性を生かすにはどうしたらよいかを討議する。

なお、東京都内及び近県数カ所で移動会議も行う。

八、会議員の選定

全国より希望者を公募し、中央に選考委員会を設けて書類審査により各都道府県より一名以上を選定する。

九、その他

- (1) 会議開催費並に会議員の旅費及び滞在費は主催者の負担とする。
- (2) 会議は一般公開とする。

人
務